

ID: 139

担当部署: 農政課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	柴田町農村環境改善センター条例 第8条第1項		
例規番号	昭和58年条例第8号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第8条の規定による。 (使用料)</p> <p>第8条 使用者は、別表に定める使用料の合計額を、使用しようとする日前7日までに納入しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、町外に住所を有する者が、センターを使用する場合は、別表第1号に定める使用料の合計額に100分の150を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前項の使用料の額に1円未満の端数が生じたときは、端数金額を切り捨てる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日